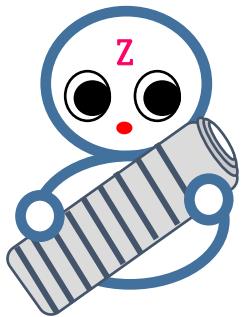


加工再輸入減税制度マニュアル

令 和 7 年 7 月

関税局・税關



目 次

I 加工再輸入減税制度の概要

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 制度の概要等 | 1 |
| (1) 概要 | |
| (2) 経緯 | |
| 2. 本制度が適用される輸出原材料 | 3 |
| (1) 本制度が適用される具体的な輸出原材料 | |
| (2) 減税計算の基礎となる輸出原材料の範囲 | |
| 3. 本制度が適用される輸入製品 | 7 |
| (1) 本制度が適用される具体的な輸入製品名 | |
| (2) 本制度が適用される製品の範囲 | |
| (3) 本制度が適用されない製品 | |
| (4) 「1年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲 | |
| 4. 加工制限（認められない加工） | 8 |
| 5. 減税額の算定方法 | 9 |
| (1) 減税額 | |
| (2) 製品の課税価格 | |
| (3) 輸出原材料の課税価格相当価格 | |

II 輸出通関手続関係

| | |
|---|----|
| 1. 輸出申告時に必要な書類 | 11 |
| (1) 委託加工契約の場合 | |
| (2) 加工又は組立ての契約の全部又は一部が行われていない場合 (令第22条第2項ただし書扱い) | |
| (3) M S X (申告添付登録) 業務等により関係書類を提出する場合 | |
| 2. 輸出申告書 | 11 |
| (1) 輸出申告書への付記事項 (令第22条第1項) | |
| (2) 輸出申告書の具体的な記載要領 | |
| 3. 加工・組立輸出貨物確認申告書、契約実績表 | 11 |
| (1) 加工・組立輸出貨物確認申告書の提出 | |
| (2) 確認申告書の具体的な記載要領 | |
| (3) 契約実績表の提出 (令第22条第2項ただし書扱いの場合に限る) | |
| (4) 確認申告書 (その添付書類を含む。) の処理 | |
| 4. 契約書等 | 16 |
| (1) 契約書等とは | |
| (2) 契約書等の提出 | |
| (3) 契約書等の確認事項 | |

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 5. | 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について | 17 |
| (1) | 確認申告書（その添付書類を含む。）の取扱い | |
| (2) | 生地見本等の取扱い | |
| (3) | 染色等加工に係る確認申告書（その添付書類を含む。）又は生地見本の取扱い | |
| 6. | AEO輸出者又はAEO通関業者が行う輸出手続の特例（基本通達8-9） | 18 |

III 輸入通関手続関係

| | | |
|-----|--------------------------------|----|
| 1. | 輸入申告時に必要な書類 | 20 |
| (1) | 輸出申告時に委託加工契約として契約書を提出した場合 | |
| (2) | 令第22条第2項ただし書扱いの場合 | |
| (3) | M S X（申告添付登録）業務等により関係書類を提出する場合 | |
| 2. | 輸入申告書 | 20 |
| (1) | 輸入申告書の具体的な記載方法 | |
| (2) | 輸入申告書記事欄又は税關記入欄の具体的な記載要領 | |
| 3. | 輸出許可書 | 21 |
| (1) | 輸出許可書の提出 | |
| (2) | 再輸入貨物がある場合 | |
| 4. | 加工・修繕・組立製品減免税明細書 | 21 |
| (1) | 加工・修繕・組立製品減免税明細書の提出 | |
| (2) | 加工・修繕・組立製品減免税明細書の具体的な記載要領 | |
| 5. | 減税計算書 | 23 |
| (1) | 減税計算書の提出 | |
| (2) | 減税計算書の具体的な記載要領 | |
| (3) | 減税計算に反映される限度額 | |
| (4) | 減税計算の端数処理 | |
| 6. | 附属書 | 29 |
| (1) | 附属書の提出 | |
| (2) | 附属書の具体的な記載要領 | |
| (3) | 輸入完了時の処理 | |
| (4) | 附属書の訂正等 | |
| 7. | 確認申告書、契約実績表 | 34 |
| (1) | 確認申告書（その添付書類を含む。） | |
| (2) | 令第22条第2項ただし書扱いに係る取扱い | |
| 8. | 契約書等 | 36 |
| (1) | 契約書等の提出 | |
| (2) | 令第22条第2項ただし書扱いの場合 | |
| (3) | 契約の変更等 | |
| 9. | 加工仕様書・加工指図書 | 36 |
| 10. | マスターパターンのマーキング仕様書 | 37 |

| | |
|---|-----|
| (1) マーキング仕様書の提出 | |
| (2) マーキング仕様書の記載事項 | |
| (3) 裏地、芯地等のマーキング仕様書の提出 | |
| (4) 同一スタイルでサイズが異なる場合の取扱い | |
| (5) 用尺で除した製品数量よりもできた製品数量が超過又は不足する場合 | |
| 11. 生地見本等 | 3 8 |
| 12. 分割輸入される場合の提出資料の取扱いについて | 3 8 |
| 13. 暫定法第8条の制度の適用を受けることなく輸入通関した場合 | 3 8 |
| (1) 次回輸入分について本制度の適用を受ける場合 | |
| (2) 特恵関税を適用する場合 | |
| 14. 事後審査扱い | 3 8 |
| (1) 事後審査扱いとする輸入申告 | |
| (2) 事後審査扱いの処理要領 | |
| (3) 事後審査扱いにおける留意点 | |
| 15. 予備審査扱い | 4 0 |
| 16. 製品の課税価格（加算要素） | 4 0 |
| (1) 課税価格を構成する費用が別途ある場合 | |
| (2) 評価上の製品の課税価格の計算方法 | |
| (3) 課税価格の計算例（無償提供費用） | |
| 17. 特例申告貨物について本制度を適用する場合の取扱い | 4 2 |
| 18. A E O輸入者又はA E O通関業者が行う輸入手続の特例（基本通達8-13） | 4 2 |
| (1) 概要 | |
| (2) 利用方法 | |

IV 具体的な記載方法及び減税計算

| | |
|-------------------------|-----|
| 1. 輸出、輸入とも1回で完了する場合 | 4 3 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| 2. 輸出が1回、輸入が分割の場合 | 4 8 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| 3. 輸出が分割、輸入が1回の場合 | 5 3 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| 4. 輸出、輸入とも分割の場合 | 5 7 |
| A. 最終の輸出が完了した後に輸入が始まる場合 | 5 7 |

| | |
|---|-----|
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| B. 最終の輸出が完了する前に輸入が始まり、数量等に変更がない場合 | 58 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| C. 最終の輸出が完了する前に輸入が始まり、数量等に変更がある場合 | 64 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| 5. 令第22条第2項ただし書扱い（ストック取引）の場合 | 74 |
| A. 1回の輸出の場合 | 74 |
| (1) 輸出手続 | |
| (2) 輸入手続 | |
| B. 複数回の輸出の場合 | 83 |
| (1) 輸出手続 | |
| (2) 輸入手続 | |
| 6. 同一契約で令第22条第2項ただし書扱いの原材料と通常の暫8原材料を併用使用する場合 | 97 |
| (1) 輸出手続 | |
| (2) 輸入手続 | |
| 7. 契約数量による減税計算方法 | 107 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| 7-2. 契約数量による減税計算方法（輸出原材料の全量を使用したことが、裁断報告書等により疎明できる場合） | 112 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |
| 8. 複数スタイルを一括する場合の減税計算方法 | 116 |
| (1) 具体的な取引形態 | |
| (2) 輸出申告時の具体的な記載方法 | |
| (3) 輸入申告時の具体的な記載方法 | |

V 加工再輸入減税制度 Q & A

| | |
|---------------------|-----|
| I 減税対象となる製品及び原材料の範囲 | 119 |
| 1. 積戻貨物の制度の適用について | |

| | |
|---|-----|
| 2. ハンドキャリー（携帯品）の取扱いについて | |
| 3. 残余生地の別契約への転用について | |
| 4. 現地調達等について | |
| 5. 「現地等で調達した」の範囲について | |
| 6. 有償と無償の原材料を輸出したときの本制度の適用について | |
| 7. 郵便により原材料を輸出し、製品を輸入する場合について | |
| 8. 半製品の本制度の適用について | |
| 9. 生地の不良分の取扱いについて | |
| 10. 縫糸の取扱いについて | |
| 11. 裁断した後の部分品に対する本制度の適用について | |
| 12. 倒産した社から別会社への暫8生地の譲渡について | |
| II 原材料の輸出手続 | 124 |
| 13. 原材料の契約書等（輸出時）の提出について | |
| 14. 加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類について | |
| 15. 契約変更について | |
| 16. 残余生地の転用について | |
| 17. 副資材の提供が契約書に記載されていない場合の取扱いについて | |
| 18. 輸出申告（1申告）の範囲について | |
| 19. 輸出申告の方法（対象・対象外が混在している）について | |
| 20. 輸出申告の方法（少額合算）について | |
| 21-1. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（基本通達8-4（5）に掲げる事項の確認等） | |
| 21-2. 再輸入時の同一性の確認に係る輸出時の手続等について（生地見本を提出する場合の具体的な取扱い） | |
| 22. 確認申告書をMSX業務等により提出する場合について | |
| 23. リバーシブル製品の生地見本の提出について | |
| 24. 原材料の輸出完了後に委託加工契約先が倒産した場合の取扱いについて | |
| III 製品の輸入手続 | 131 |
| 25. 主要原材料を現地調達する場合の取扱いについて | |
| 26. 納期遅れにより未仕上げ状態の製品への減免税適用について | |
| 27. 不良生地の取扱いについて | |
| 28. 附属書の作成方法（同一税番の製品）について | |
| 29. 附属書の作成方法（ツーパンツスーツ）について | |
| 30. 分割輸出した原材料の輸入について | |
| 31. 生地の転用について | |
| 32. 契約数量により減税計算を行う場合の生地の転用について | |
| 33. 特恵関税制度との併用について | |
| 34. EPA税率（無税）の適用と暫8制度（減税）の適用手続について | |

- 3 5. 暫8の輸出原材料で製造した製品を一般特恵税率又はEPA税率を適用して輸入する場合の処理について
- 3 6. マーキング仕様書について
- 3 7. 裁断報告書の記載内容について
- 3 8. 裁断報告書の記載方法について
- 3 9. 裁断ミスによって使用不能となった生地について
- 4 0. 減税計算に用いる使用用尺の取扱いについて
- 4 1. 契約変更の取扱いについて
- 4 2. ロス分について
- 4 3. 確認申告書の訂正について
- 4 4. 残余生地について
- 4 5. 不良製品について
- 4 6. 副産物について
- 4 7. 輸出原材料の織（編）ムラ又はなめしムラについて
- 4 8. 製品数量が不足又は超過した場合の取扱いについて
- 4 9. ロス分の原材料の取扱いについて
- 5 0. 無償提供原材料の取扱いについて
- 5 1. 暫8適用貨物に係る無償提供原材料の評価方法について
- 5 2. 減税額算出の際の無償提供副資材相当価格の算定について
- 5 3. 輸入申告の方法（暫8対象物品とそれ以外の物品が同一税番に分類される場合）について
- 5 4. 附属書の作成方法（外貨建てインボイス）について
- 5 5. 無償提供資材について
- 5 6. 表生地が3種類ある場合の附属書の取扱いについて
- 5 7. 革を使用した靴の甲の製造時のロス分の取扱いについて
- 5 8. 輸出確認を受けた原材料と輸入時の製品の組成表示が異なっている場合の取扱いについて

IV 海外ストック取引 143

- 5 9. 再輸入期間（1年以内）の延長について
- 6 0. 契約実績表（個別）の作成について
- 6 1. 海外ストック原材料が委託加工契約に至らなかった場合の取扱いについて
- 6 2. 原材料の輸出申告者及び製品の輸入申告者について
- 6 3. 海外ストック原材料の残数量が1委託加工契約において不足する場合の取扱いについて
- 6 4. 年間を通じて原材料を輸出し、製品を輸入する場合の取扱いについて

V 特例申告 146

- 6 5. 輸入（引取）申告時の提出書類について
- 6 6. 特例申告（納税申告）時の提出書類について

| | |
|--|-----|
| VI AEO簡素化措置 | 147 |
| 6.7. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化における加工・組立輸出貨物確認申告書（交付用）等に相当する書類について | |
| 6.8. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化の適用条件について | |
| 6.9. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用して輸出申告を行った場合の見込み違いによる輸入申告等について | |
| 7.0. AEO輸出者等が行う輸出手続の簡素化を適用しなかった際のAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化について | |
| 7.1. 輸出原材料の輸出が複数になる場合の簡素化の取扱いについて | |
| 7.2. 確認申告書や契約書に変更があった場合の取扱いについて | |
| 7.3. 附属書の裏落し確認について | |
| 7.4. AEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化における原材料の輸出実績等の管理方法について | |
| 7.5. 製品の分割輸入に係る簡素化の取扱いについて | |
| 7.6. AEO輸出者等が行う輸出手続又はAEO輸入者等が行う輸入手続の簡素化における一部の書類の提出又は提示の省略について | |

| | |
|----------------------------|-----|
| VII その他の手続 | 151 |
| 7.7. 契約者と輸出者が異なる場合の取扱いについて | |
| 7.8. NACC Sを利用した輸入申告方法について | |
| 7.9. 残余生地が再輸入される場合の取扱いについて | |
| 8.0. 不良製品の取扱いについて | |
| 8.1. 交付用書類の再発行について | |

VI 税関様式

| | |
|------------------|-----|
| 加工・組立輸出貨物確認申告書 | 153 |
| 契約実績表（総括） | 154 |
| 契約実績表（個別） | 155 |
| 加工・修繕・組立製品減免税明細書 | 156 |
| 附属書 | 157 |
| 減税計算書 | 159 |